

山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領

（目的）

第1 この要領は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱に定める「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWA T）」（以下「チーム」という。）の運営等について必要な事項を定め、大規模災害の発生時における避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者に対する福祉支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

（事前協定等）

第2 チームの派遣に協力する協力施設又は協力施設を所管する法人等（以下「協力施設」という。）は、「山形県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書」（様式第1号）を県に提出する。

2 県は、前項の申出書の提出を受け、協力施設と「山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」（様式第2号）を締結するものとする。

3 協力施設は、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な候補者について、「山形県災害派遣福祉チーム員候補者登録簿」（様式第3号）に記載し、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）に提出するものとする。また、チーム員の派遣に際し、提供可能な車両についても同登録簿に記載するものとする。

4 協力施設は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、協議会に提出するものとする。

（チームの構成等）

第3 協議会は、協力施設から提出される「山形県災害派遣福祉チーム員候補者登録簿」に記載された者をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については別に定める。

2 チームの構成員は、別表に掲げる者のうち当該実務経験が3年以上の者であって、協力施設の長の承認又は協力団体の推薦を受け、原則として別に定める研修を終了した者により構成する。

3 協議会は、大規模災害発生時に、1チーム当たり4～6名程度のチームを設置する。なお、先遣隊は1チームあたり2～4名程度で編成する。ただし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。

4 チーム員は、下記の役割を担うものとする。

（1）要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じること

（2）介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うこと

（3）連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うこと

5 協議会長は、派遣するチームのチーム員の中から、リーダー（統括的機能）及びサブリーダー（事務局的機能）を指名することができる。

6 チームの活動に当たって必要となる資材等については、協議会において装備するもの

とする。なお、新型コロナウイルス感染症などの感染症が拡大している地域で活動する場合、県からチーム員に対し、衛生・防護用品を支給する。

(活動内容)

第4 チームの活動は、次の内容を基本とする。

(1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を協議会に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

(3) その他

ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。

イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

2 先遣隊は、次に掲げる活動を行う。

(1) 避難所の福祉ニーズの把握及び被災地の情報収集

ア 避難所の開設状況、避難者の人数及び福祉ニーズ、福祉施設の被災状況等を把握するとともに、現地災害対策本部等と調整を図り、山形DWA Tによる支援の必要性を事務局及び被災市町村へ報告する。

イ ライフライン等の被災状況及び交通、通信、宿泊場所等の状況を把握し、協議会に報告する。

ウ 必要に応じて、その後に活動する山形DWA Tの活動環境の整備等を行う。

3 チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

4 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

5 チームは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、「山形県災害派遣福祉チーム活動記録報告書」（様式第4号）により、協議会に報告するものとする。

(派遣基準)

第5 チームは、次のいずれかに該当する場合に派遣するものとする。

(1) 県内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、被災地の市町村から知事に対してチームの派遣要請があり、知事が派遣する必要があると認めるとき。

(2) 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対してチームの派遣要請があり、知事が派遣する必要があると認めるとき。

(3) その他特に必要であると知事が認めるとき。

(派遣要請等)

第6 知事は、第5の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めたときは、派遣内容を検討のうえ、協議会に対してチームの編成及び派遣を指示するとともに、協議会を通じて協力団体等に対してチーム員の派遣を要請する。

2 派遣要請を受けた協力団体等の長は、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を協議会に報告し、派遣が可能なときは、チームの登録員を派遣する。

3 協議会は、前項の報告を基に、チームを編成し、派遣の手続きを行う。

4 派遣に当たっては、知事は、チーム員を派遣する協力施設等に対して「山形県災害派遣福祉チーム員派遣要請書」(様式第5号)を交付するとともに、チームに対して「山形県災害派遣福祉チーム派遣指示書」(様式第6号)を交付する。

5 チームの活動期間は、原則として災害の初期(発災後5日間程度)とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

(派遣の終了)

第7 知事は、被災地の状況やチーム編成の見通しなどを総合的に勘案して、チーム活動を終了すべきと認めるときは、協議会に対して派遣の終了を指示する。

(費用負担等)

第8 チームの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、同法に定めるところにより、県が負担する。

2 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

3 県は、チームの構成員を派遣した協力団体等に対し、第1項及び第2項の費用を支払うものとする。

(研修及び訓練等)

第9 協議会は、チームの活動に必要な知識等の向上を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月13日から施行する。

別表（第3関係）

区 分	名 称
資 格	社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー 等
職 種	介護職員、生活相談員、生活支援員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員 等
その他	特に知事が認めた者